

岩手県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
在宅ケアまごころ合同会社	遠野市穀町12番25号サ ンコーポ宮田203	訪問看護ステーション まごころ	遠野市穀町12番25号サ ンコーポ宮田203	平成23年4月1日